

瀬戸内海に於ける鹽田の研究

——多喜浜塩田開拓の場合——

兒 玉 洋 一

目 次

- 一 歴史事実の認識（序言）
- 二 多喜浜地区塩田の概観
- 三 深尾権太夫の雄大なる基礎構想
- 四 天野喜四郎と多喜浜塩田成立の経緯
- 五 塩田開発資金の諸問題（結言）

一 歴史事実の認識（序言）

経済史に於ける歴史法則の定立は、いわゆる歴史事実自体の研究とは次元の異なる思惟の方法に於て為さるべきであろう。併もなお、私の考えるところでは、いかなる歴史理論も經驗的に確定された事実に立脚しなければならぬのであるし、更に歴史法則の追求に於ても、そこでは単なる部分の結合を超越した「全体」の把握が行われねばならず、それが科学的な思索の対象となり、恒に人間によって考えられ、客觀事實によってテストされつゝ、少

しずつ歴史の正しい「全体像」に近づこうとするものでなければならぬ。しかも、此の場合、個々の歴史事実の実証を見遣すことは甚だ危険なのである。此の小文はかゝる危険を冒さない為のほんの「史実」展示に過ぎないのであるが、深尾権太夫をとり上げると、直ぐその資本が反動、搾取的であるとか、またそうでないとか、ともすれば、その何れからも歴史事実が理論法則に媚びへつらうゆきかたを避けて、事実自体の省察をむねとして、此の場合に一応、現地に赴いて、歴史を現在の塩業経営から眺めつゝ、史料探訪と土地条件の地理的考察をも試みてものした成果である。その結論は早急には出せないけれども、私の見るところでは、十七世紀初期から活潑となつた瀬戸内海各地に於ける塩田の開発は、此の紀の終末元禄時代に於ては一つの頂点に達する。此の史実は近世経済史の探究に一つの刺戟を与えるであらう。種々なる角度から考察出来ると思うが、塩田史料の散佚と塩浜用語解説の困難さは必ずしも究明の容易でないことをさとらしめる。入浜塩田の経済史的究明は、今日なお未解決のところも多いが、此処では紙面の制約もあり、一応埋れたる歴史事実の掘り起し程度にとどめる。たゞ本文に問題とするところのものは、もし経済文化のもつ意味を規定して、「自然の暴威に挑戦し、これを征服して人間生活の内容を豊かにするもの」との定立が許容されるならば、深尾権太夫とその同志及び塩田開拓に尽瘁せる延人員万余の工夫こそよしその企図と労力力の凝集が、遂に見えざる捨石になり終つたとするも、それは経済文化史上に燦としてかゞやく一つの歴史事実であり、其の復原は内海開発に若干の参考ともなり、今日新しくわれわれの認識の対象たりうるのである。元禄末年に企画失敗し、享保末年に漸く成果をあげ、難民救恤の実もあげた此の多喜浜塩田の開発は、其後四代の襲名天野喜四郎に受け継がれ、近世後半期を通して見るとき、維新直前までは五十余区劃に漸増せる新田開発の一範型を示した。明治にいり廃田となれる三喜浜三十町歩も、専売公社五ヶ年計画の線に沿うて製塩高効率の砂層流下式塩田に改田されようとし、既に第二期工事十七町歩の完成も目前にせまっている。いま浜数変遷の

りしこと、大島は勿論、黒島も、もとより二島にて、黒島の畑高七拾七石三升八合、家数一八六軒、人数七三七人などが見える。其の黒島はもちろん今日多喜浜と地続きである。その今日廢田となれる垣生・神郷の塩田も、曾ては伊予新居郡の東端に栄え、垣生の如き、前浜塩田は元禄十一年^(一六)、^(九八)、当時の庄屋高橋勘右衛門の上申によって、西条藩が領内食料塩自給政策の立場から、初代藩主松平頼純が築造したと伝えられる。^(二)此の地方、地勢は北方に垣生崎・大島を距てて内海に面し、南方には前記石槌の外に瓶ヶ森山・伊予富士・寒風山・笹ヶ峯・別子銅山等高く聳え、南太平洋より驟来する水蒸気を防いで降雨少く、秋分の頃より冬季にわたっても、乾燥せる西風多く、四時製塩に好適といえる。但し、此の地の南方は甚だしく山岳に近接しているゆえ、夏季は驟雨を促し、海辺湾状を為して前面に大島横たわれるため、潮流は急激でなく、従って海水の交換はむしろ緩慢であり、降雨の時は外海の潮に比して若干塩分稀薄となり、濃度低下せざるを得ない。もとく此の地区塩田はのちに図に示す如き、元禄の深尾権大夫、享保の天野喜四郎等、塩田築造の巧者が相ついで来住して、浅瀬干潟を潮留、構築して、入浜塩田の典型的なるものを造つたのである。

慶安の異変もすぎ、万治・寛文の頃から元禄にかけて封建諸藩は財政貧困のまゝに、その多くは殖産興業の面からする資本蓄積に、一応その対策を練つたようである。大石良雄が師事した山鹿素行も単なる軍学者ではなく、寛文六年^(一六)から延宝三年^(七五)まで赤穂にいたが、彼も製塩については、ひとかどの識見をもち『海辺に因て塩を焼て利とするあり、塩の利天下に甚大也、故に塩浜と可成の地を考へて潮留をいたし、是を汲でたれしむ、凡そ塩は潮留をよくして其地を利する時は、民不苦して其利甚大也、地をあらきほりて田畠とすることは、其功久しからざれば其用たらず、塩は潮の勢に因てその潮を汲で利するがゆへに、其功不勞して成る、其久は又田に致して、さきへ塩浜を出さしむ、但海辺の地形に従て其制あり、尤天の時によることなり』^(三)と言つて、勞すくなくして利多

き塩業経済の利を説いている。赤穂築城なども、私には、製塩の儲によるその築城資本の蓄積、運上金課徴を度外視することが出来ないし、防府地方に於ても元禄十二年の三田尻（新田古浜）大開作は、藩主毛利吉広の築くところであり、南は狭水道を残して向島に迫り、東西は海に瀕する広大な地域であつて、東部と北部を新田村田島とし、南部を古浜塩田とする二百七十町余の、実に大開作の名にそむかない増産設計なのである。

西条藩の場合も此の例に洩れない。併し西条藩はもと小藩であり、その経済政策に就いては、紀伊初代の頼宣〔家康の第十子〕の慶安から寛文にかけての政策が手本となつたようである。西条藩祖頼純は頼宣の二男である。紀州藩自体も私の見るところでは、⁽⁴⁾元和・寛永には財政的に余裕もあつて、土功助役も可成積極的に行つたが、慶安ともなれば早くも、財政的に苦悶時代となる。その証左は、御上米・御借米・今高の実施等、一連の祖税収入強化・減俸政策に見られる。紀州藩と関係深き西条藩に於ても、城代森宗兵衛は、自藩の開発資本をついやすことなくして、藩の財政を豊かにする方策を考えていたのであり、そこへ元禄十三年春、阿波の浜師六左衛門が黒嶋干潟の塩田好適地なるを立証、黒嶋浦年寄役五兵衛の熱心なる上申、庄屋村上庄左衛門等の開発企図が一丸となつて、開拓機運を醸成、藩も亦銀主・技術家を需めたのである。翌元禄十四年には赤穂除封事件があり、漸くにして開発候補者升屋源八・讃岐屋新左衛門が多喜浜に現われ、五兵衛等亦彼等を厚く遇して、干潟の周辺を隈なく案内し、兩名は開発を確約して上方に去り、更に二名奥村丈助・深尾権太夫が加わつて、共同事業としての多喜浜開拓が具体化したのである。後に示す黒嶋神社文書の如く、元禄十六年十二月此の四名に開発許可となり、享保四年春三度汐留を企図して、翌五年初めて一軒の塩簾屋の建てられるまで、嘗々実に十七年の歳月が基礎的の工事に向けられている。

本文は深尾権太夫と其の初期開発者達の研究を主とするが、彼等は中道に斃れたりとも雖も、多喜浜を今日の塩業地とせる炯眼と功績は高く評価さるべきであり、大塩田築造の理想と堅忍不拔の信念は洵に見るべきものがある。

その偉業をついで構築に成功せる人達に、備後富浜・吉和浜より来住せる浜師喜四郎・与一郎・善左衛門・忠右衛門・市兵衛、孫右衛門等があり、彼等は深尾権太夫の築かけの浜を拝領して、享保八年(一七二七)工を起し、多喜浜(元は古浜、更に単なる)塩(千六町六段歩)を拓き、更に十年後に東浜二十五町八反六畝二十三歩が築造されたのである。これが所謂享保の飢饉に御救のため、藩より塩浜を起したものと*いわれる東分であり、西条誌によれば、『これも権太夫始たる場也*今の高四拾貳石九斗余と塩浜十七区の地是也旧は二十区あり内三區ハのち田畑と成御仁沢にて窮民餓死をまぬかれけるを以多喜浜とは名づく、旧喜四郎が築上げて塩浜と斗り称えし場をも併せて多喜濱とは呼べり』としており、其次には明らかに多喜濱東分と出している。

二代目喜四郎も亦亡父の志を継ぎ新居・宇摩両郡内に於て銀主十二名を募り、宝曆九年六月起工反別百四町九畝一步の新開地を竣工した。久貢山という小丘ある故に、久貢新田とも称えられるに至つたが、文化元年多喜濱西分と改名されている。西条誌によると、『多喜濱西分、田畑高三百八石九斗壹升八合、家数四拾七軒、人数凡そ六拾五人、大伝馬船七艘』とし、塩浜は五区ありとしている。

のち四代目天野代助は更に干拓事業を企てたが銀主を得ず、遂に領主に対し再三建白の結果納戸金を以て開拓を囑せられ、彼がその元掛となつて文政六年(一八二五)二月起工し、二十二町四段九畝十九歩は黒島村字北浜に九浜、十八町一段三畝十八歩は多喜濱村字北分に八浜、計四十町六段三畝七歩、十七浜の築立を行った。北十七浜は別名新浜ともいわれるが、その工費総額五千三兩二分と藩の楮幣千二百貫目を要したといわれる。此の間、西条藩はつとめて苛斂誅求をさけ、自らは開拓の危険を冒すことなく、巧みに民間資本を利用して銀主を各所に探さしめ、開拓者の先占特権と資本擁護を行いつつ藩營の仕法に織り込もうとしている。五代目天野喜四郎も維新直前三喜浜を開拓し、西条藩が享保から慶応にかけて多喜濱地区に開拓した総反別は二百四十町四段二畝十歩にのぼるといわれ、此の間

の工費も亦六万六千七百参両二分三朱に上ると見られる。塩田面積からすれば、徳川時代の開拓面積は、現在の三倍にものぼるであろう。此処では明治以後の廃止塩田は問題としない。

三 深尾権太夫の雄大なる基礎構想

深尾権太夫に就いては、今日のところ黒嶋明正寺の過去帳にある事実、彼は信濃の人であり、享保五年七月二十五日に歿したということ以外、殆ど詳しく知りえないのであるが、後世の人が記憶を辿りて綴ったと思われる同寺の文書に『元禄十三庚辰年、出口信州産、深尾権太夫当嶋の参、明正寺に居申候而、同十六年＝黒嶋分の開作願之一礼指入西浜渡シ場へ屋浦突出シ、普請小屋建黒嶋浦之前より垣生之長岩迄開作突出シ候処浪荒ク出来不申無宛多喜濱の塩業状勢から見れば、面積僅少なれど、殆ど藩の出費による、元禄十一年の垣生・松神子塩田の堀割工事があり、元禄十三年春には阿波の浜師六左衛門の多喜濱海辺有望との進言と之を聴きたる黒嶋浦年寄役五兵衛の焦慮といふ、曾ての村上水軍と関係深き庄屋庄左衛門の開発熱心さといふ、彼等は常に内海の僻村に位しながら、此の内海を縦横に馳駆する船師達より、播州・長州・安芸・松山・備前・備中・備後・讃岐・阿波各藩が甚だ熱心に塩田開発を企図実施していることを知らされ、又その儲けの少からざる事も知悉していた。

藩の側に於ても城代森宗兵衛等は、小藩の財政を苦にして、自らの資本によって多喜濱開拓を遂行する特志家を求めていた際である。五兵衛は藩命をうけて開発に必要な諸材料、即ち千瀉凶面、入用目録等を携えて、上方へ登り、大阪・大和・河内・和泉・江州と開発資本家を求めて辛苦の旅を続け、たまたま尼ヶ崎治左衛門・万屋善兵衛

等に助勢を頼んでは、爆喜び・失望と悲喜交々の体験をなしつつ、遂に元禄十四年、開発候補者升屋源八、讃岐屋新左衛門の来訪をうけたのである。検分後、意外にも他国者の彼等は開発の決意を語り、更に奥村丈助・深尾権太夫の両名を連れて多喜浜に來り、熟議せる四名は共同事業として開発願書を西条藩に提出したという。

明正寺につたえられる伝承では、深尾権太夫は寧ろ藩より依頼された上方の技術家であるといふ、開発資本は明正寺関係檀那の銀主による資本との合同であるというが、此の元禄十四年の四名の冒険家達は、いわゆる新田開発の資本家であったのか、それとも塩田開拓の技術家達であったのか、その素性は今日のところ、史料に制約されて、殆ど不明にちかく、今後の新史料発見に俟たねばならぬ。たゞ黒島神社に残る次の文書に接して、藩の要求するところは甚だ寛大であり、彼等も亦、応分の持寄資本をもって、共同計算により開拓を進めたものと思われる。

四名の被下置候開発許可之御証文左之通

定

- 一 伊予国西条御領内新居郡黒島表干潟之所塩浜新開仕立可申願ニ付則黒島塩生村松神子村阿島村郷村右村々之地境証文取札杭打干潟之分新開所ニ申付候右場所引渡候上者地境杭之内其方共任心新開仕立可申事
- 一 右場所新開所堤築立地平均仕候年々八カ年之間者年貢赦免ニ相究之九年目檢地可申付候地高何程出来候共年々壹反ニ付銀拾五匁宛之定相究申付候然上者末々迄相違有之間敷事
- 一 新開所之分諸役御連上等令三赦免レ之但船持候者船御連上当領法式之通也 且又新開付置可申品々別紙書付ヲ以願候ニ付一々令レ承ニ知之

右之通新開所干潟に而有之候所 其方共過分之入用銀を以仕立候上者如何様儀有之候共右之定永々迄他之妨有之間敷者也 仍而証文如件

元禄十六年十二月

佐波五市右衛門^⑤
 佐波伝右衛門^⑥
 東兵助^⑦
 鎌足与右衛門^⑧

奥村丈助殿
 深尾権太夫殿
 升屋源八殿
 讃岐屋新左衛門殿

此等の許可証によって、藩も勿論喜んで此の計画を実施せしめたことが知れるが、彼等四名に対して地境廻りの庄屋・組頭・年寄がつけられ、相談して測量をすませ、定杭を打たせたのである。明正寺台帳に従えば『右ノ御定杭ハ西条藩ノ命ニヨリ宇高組大庄屋高橋勘右衛門並新開所請負ノ者共ト干瀉廻リ村々庄屋・組頭立合の上打立タルモノ也』としてゐる。此の台帳には八番杭が欠落してゐるけれども、

『壹番杭阿島村磯 貳番杭白浜 参番杭楠崎川中 四番杭与右衛門ト喜右衛門新開ノ間 五番杭又野川中 六番杭喜兵衛新開堤ノ際 七番杭松神子村九左衛門新開角 九番杭松神子村塩浜堤角 十番杭垣生村丸ケ端 十一番杭垣生村黒岩 十二番杭黒島戸端 十三番杭黒島宮ノ前 十四番杭黒島在家入口』

と明記してあり、更に次に示す黒島神社所蔵文書によって、十四本の定杭位置が適確につきとめられ、此の八番杭の所在も松神子村勘左衛門新開角に見出し得る。貴重な古文書というべきである。

指上申一札之事

一、地境御定杭 荅番 阿島村磯

此定杭より波打際限り新開所

一同 断 郷村之内貳番 白浜

此定杭より新開所堤迄拾五間悪水川郷村境

一同 断 郷村之内三番 楠崎川中

此定杭より新開所堤迄拾五間悪水川郷村境

一同 断 郷村之内四番 与右衛門と喜右衛門新開之間

此定杭より新開所堤迄拾五間悪水川郷村境

一同 断 郷村之内五番 又野川

此定杭より新開所堤迄拾五間悪水川郷村境

一同 断 郷村之内六番 喜兵衛新開堤之際キ

此定杭より新開所堤迄拾五間悪水川郷村境

一同 断 七番 松神子村九左衛門新開之際

此定杭より新開所堤迄拾五間悪水川松神子村境

一同 断 八番 松神子村勘左衛門新開角

此定杭より新開所堤迄拾五間船通し松神子村境

一同 断 九番 松神子村塩浜堤角

此定杭新開所堤迄百式拾間垣生松神子之船通し土砂右新開所入用之分塚取可致自由之者也

一同 断 拾番 垣生村丸ヶ端

此定杭ノ新開所堤迄五拾間垣生松神子之船通し土砂右新開所入用之分掘取可致自由之者也

一同 断 拾壹番 垣生黒岩石

此定杭ノ新開所堤迄八拾五間垣生松神子之船通し土砂右新開所入用之分掘取可致自由之者也

一同 断 拾貳番 黒島戸端

此定杭ノ波打際限リ沖之方新開所

一同 断 拾参番 黒島宮之前

此定杭ノ波打際限リ沖之方新開所

一同 断 拾四番 黒島在家入口

此定杭ノ波打際限リ沖之方新開所

右者此度新居郡黒島前干瀉御新開所に被レ為ニ仰付ニ候ニ付干瀉廻リ之村々地境御定杭被レ為ニ仰付ニ則宇高組大庄屋高橋勘左衛門並御新開所請負之者共と右村々庄屋組頭立合地境御定杭打置申候

然上者御新開所之内々迄も地先境之儀少も申分無御座候其之為此度之地境御定杭御書付次ニ境杭打所書付村々連判仕上候為ニ後日ニ仍如件

元禄拾六癸未年十二月

阿嶋村庄屋	孫	左	衛	門
同 村組頭	七	郎	兵	衛
郷 村庄屋	与	右	衛	門
同 村組頭	平	右	衛	門

瀬戸内海に於ける塩田の研究

右之通御新開所請負之者共立会地境相改御杭打置申候前書之通相違無御座候以上

御奉行様

右村々地先磯廻り間数

同	断	七郎	右衛門
松神子村庄屋	孫	兵衛	衛
同	村組頭	甚	兵衛
同	断	与次	右衛門
垣生村庄屋	段		助
同	村組頭	平	右衛門
同	断	孫	四郎
大嶋浦庄屋	庄	左	衛門
黒島年寄	五	兵衛	助
同	断	源	
宇高村大庄屋	高橋	勘左	衛門

一 三百五拾間

阿嶋分磯廻り

一 九百六拾間

郷村分磯廻り

一 三百拾六間

松神子村分磯廻り

一 三百五拾間 内式百七拾式間垣生村分

勘左衛門新開之角之境杭より垣生黒岩之境杭迄

一 三百式拾間 御新開所堤船通し間数

黒島戸端より居小屋場迄

一 堤長六百間

黒島居小屋より阿嶋村境杭迄

一 堤長九百式拾五間

黒嶋宮之前小屋場より垣生黒岩迄

黒岩より勘左衛門新開迄三百式拾五間

一 船通し長八百四拾八間 横八間

黒嶋居小屋前より勘左衛門新開迄

一 船通し長三百八拾間 横八間

黒嶋前戸端迄

一 右之外者絵図ニ記差上申候通ニ御座候

右之通当十八日宇高組大庄屋高橋勘左衛門立会御定杭打間数

相改絵図ニ記差上ケ申候 以上

元禄拾六年未十二月廿一日

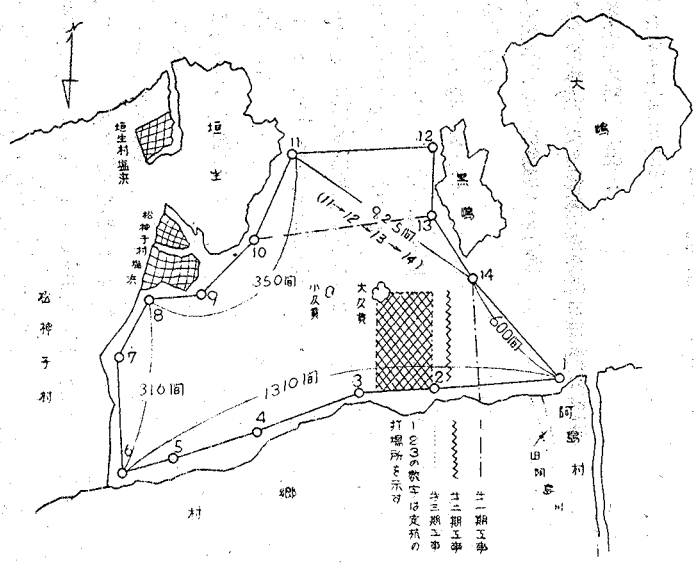
讃岐屋新左衛門

深尾権太夫

御奉行様

瀬戸内海に於ける塩田の研究

多喜浜塩田開発想像絵図



- 一四
- 壹番杭 阿嶋磯
 - 貳番杭 郷村之内白浜磯
 - 参番杭 同村楠崎川
 - 四番杭 郷村之内喜右衛門と与右衛門新開之間
 - 五番杭 同村又野川中
 - 六番杭 郷村之内喜兵衛新開堤之際
 - 七番杭 松神子村之内九左衛門新開之際
 - 八番杭 同村勘左衛門新開角
 - 九番杭 同村塩浜堤
 - 十番杭 垣生村丸ヶ端
 - 十一番杭 同村黒岩
 - 十二番杭 黒島戸端
 - 十三番杭 黒島宮之前
 - 十四番杭 黒島在家入口

第一期工事

かくの如くして元祿の末、定杭をうちこみ其の測量も終つたが、翌宝永元年正月には新開堤築立の工事も着手された。目的遂行の爲の力強き意志の片鱗も随所にあらわれ、普請方石船の衆中やその手伝人足をかり集め、彼等を公平に愛撫すべき事を説き、暴風雨の警戒、他国者無頼の徒の警戒を厳にしつゝ早くも第二期工事に着手した。即ち、菅番杭と二番杭の間、現在の多喜濱小学校裏の山際から拾四番杭迄、黒島人家入口に至る約六百間、更に拾番杭丸ヶ端と拾三番杭宮之前を東西に結ぶ千間余、此の広大な面積の海面に千六百間余の堤を以て入浜塩田を構築しようとして計画したのである。此の計画にして成就せば、恐らく全長一里余の排水用堤防と入川が必要であり、更に塩浜不適地を田畑とするも、猶一層の用排水の設備を必要とするであらう。ところが、たまたま思いがけぬ懸灘からの気象悪条件が出揃い、一度颱風起らんか、地上最大の暴力を發揮して、營々として運搬し来れる礎石をぶき飛ばし、海中での堤防建設作業を一瞬にして水泡に帰せしめるのである。平素はまことに処女の如き波静かな内海も、ひとたび荒れくるえば地上の大樹も折れ、土砂崩壊し、建物は空中に舞上るといふ。彼等四人は土地に不慣れな外来者でもあり、此の自然の暴圧に処する叡智と経験に缺けていたといわれる。併も、此の偶発無限の御し難き力に抗して、その第三期工事、正徳二年の春汐留の成就するまで、実に根強く八年間粘り続けたのである。其の初期の捨石は、此の尊き礎石の最西端に住む古老の語る所に従えば、春の大潮のひき潮の度毎に杉大な石群の一線を露呈し、數百米に続く石は意外に大きく、到底人夫二・三人がよりでなければ運搬出来ぬ巨石であつたという。それが南海大地震のため此の辺地盤一米ばかり沈下し、累々たる捨石も今は全然姿が見られなくなつたとの事である。

第二期工事

見込なき大望より現実的な小工事に転換し、次に取りかゝつたのが現在の東浜と、古浜の堤である。かくて東側の堤は旧阿島川口より黒嶋人家入口十四番杭迄の第一期工事に使用せる堤防を利用し、更に二番杭鄉村のうち白浜磯より北へ向つて堤をはり出し、黒嶋に合して此の間を塩田にせんとした。これは第一期工事に比

べ甚だ小規模であり、恐らく近代土木技術を以てしては甚だ容易な工事であるうが、此の辺一帯の激しい東風波こちのせい、構築技術の幼稚のためか、或は人夫を集める雇備資金と石材材料の不足のためか、再度失敗している。恐らく資金涸渇が最大の原因であろう。其の調達には、浜方普請・汐留などに広く銀主を求め、また分割口数による出資者を定めた見え『拾口平兵衛に割遣候』などの文句が正徳元年（一七二〇）辛卯七月の黒嶋神社文書に散見する。享保の頃、人夫延一万の雇備賃一人一匁五分と見て、拾五貫を要し、人件費は容易ならざるものと解される。前途の希望を失つてか、共同出資者の脱落も見える。着工後七年を経過して正徳元年ともなれば、すでに讃岐屋新左衛門・升屋源八郎は脱退し、奥村文助は奥村政右衛門に変わり、新たに遠藤武兵衛が加わっている。此の正徳元年十二月十五日の同神社所藏文書に従えば、平吉・善左衛門・伝四郎等八十一名が連判して、遠藤武兵衛・奥村政右衛門・深尾権太夫に対し、石材の買込み、石船賃、築手工賃の前借を懇請している。これを見れば、当時黒嶋の船持・庶民・人夫も其の生活がかなり切迫し、また開拓企業者達も資金融通の面に於て、甚だ困窮せしあとが察せられる。

第三期工事

これは更に、前回に比べて其規模縮小され、構想が現実的である。即ち前面に見える小丘、大久買

の利用であり、これと陸地との連結である。黒嶋を遠ざかるに従つて、潮流の抵抗も弱まり、築堤容易となった。堤防が西へ西へと移るに従つて、東風波の絶えざる被害も減少し、此の東風激しい東側堤防を後廻しとし、甚だ不完全ではあるが、工事着手以来八ヶ年の歳月をついやして、正徳二年春遂に此の一角の堤の汐留に成功した。彼等は十三軒浜と命名した。此の地の竜神社は、此の時の深尾権太夫の勧請によるものと伝えられる。彼も、恐らく逆に最初より此の構想にて進めば、余剰資金にて更に拡張を行ひ得たと考えられるも、此の時の工事の脆弱さの故か、たちまち出来たばかりの堤防は、再び崩れて浸水し、翌々年度漸く汐留完成し、更に亦壊れたという。洵に失敗の連続であつた。しかも遂に享保四年春、元禄十六年より十七年目に、漸く三度目の汐留成就し、享保五年初めて塩竈

屋一軒が建てられたという。彼が半生の精魂を傾注して、此の塩池一軒を眺めながら、遂に夏七月二十五日歿したと伝えられる。深尾権太夫こそ実に、近世塩田構築史を飾る尊き犠牲者ということが出来よう。

四 天野喜四郎と多喜濱鹽田成立の経緯

深尾権太夫の息子は父の事業を承継しなかつたようである。恐らく三期間にわたる開拓工事に出費多く、資金を使い果したせいであろう。然し彼の偉業を継げる塩田築造の巧者に天野喜四郎及びその一連の企業者達がいた。彼等は対岸尾道吉和浜・富浜の浜師であるが、広島浅野藩では新開の時、銀・木材・石材等は奨励の意味で無償交付され、西条松平藩では、それが出来ないことを知りながら、何故開拓を承諾したのであろう。恐らくそれは深尾権大夫の残せる数多の捨石の利用価値を考慮に入れたのであろう。事実西条藩の遮二無二の勸奨もあり、享保八年七月末の出願が八月初に、はやくも許可されている。此の村の『西多喜濱開発六人願書並六人申合究帳』⁽⁶⁾に従えば『私共に被為遣被下候者干瀉速新開、追々築立申度奉存候尤塩浜ニ能所ハ塩浜ニ仕立又塩浜ニ成不申所ハ田島ニ仕毛付申度奉存候右丈助権太夫其外此新開ニ立合被申候衆中弥得取立不被申此以後右衆中構無御座候ハ、私共ハ被為仰付被下候様奉願候右丈助権太夫方に被為遣通之御証文私共ハ御下シ置被下候ハ、何とそ普請成就仕候様精出し永々共修理破損等自分ハ仕御百姓ニ有付申度奉存候』⁽⁷⁾とあり、用意周到に前者との関係清算にも配慮している。かくて彼等は一応、尾道年寄役を通じ、籍を西条藩に移して此地の百姓となった。出願に対する許可「覚」は次の如きものであり歛下年期・其後の定免・船持の運上・特権賦与を約しており、年貢は元禄末年と同じく反に付十五匁である。⁽⁸⁾

鹽

一伊予國西条領之内新居郡黒嶋干潟之所塩浜新開仕立可申願ニ付黒嶋垣生村松神子村阿島村郷村右村々之地境証文取傍^{ルカガ}弥杭打干潟之分新開所ニ申付候右場所引渡候上者地境杭之内心任ニ新開ニ仕立可申事

附
リ

普請成就之上者当領(入人ニ成候節之願者追而可申出事

一右塩浜新開所築立平均仕候年(八年之間年貢者令赦免九方年目ニ檢地有之地高何程出来候共年貢ハ一反ニ付銀十五匁宛之定免相究上候然上者末々迄茂相違有之間敷候且又田畑之義ハ毛付相応ニ申付歛下赦免之年数等諸事外並を以而可申付事

右塩浜新開所之分諸般運上等永々令赦免候但船持申候ハ、船之運上者当領法式之通也且又新開所ニ付別紙書付を以願之趣令承知願之通申渡候事

右之通新開所干潟ニ而有之候処其方共過分之入用銀ヲ以仕立候上ハ、如何様之儀有之候共右之定永々迄他之妨有之間敷候也

享保八癸卯年八月

小川 八兵衛

伊庭 関左衛門

吉田 藤兵衛

堤 太郎右衛門

備後尾之道

津ほや善左衛門 殿

米屋 忠右衛門 殿

米屋 安三郎 殿

樽屋 与一郎 殿

天野屋七右衛門 殿
米屋 喜四郎 殿

大久貢・小久貢の小丘を中心とし、其の周辺に垣生の突端から黒嶋を連結する壮大な塩田計画を樹立し、其の元禄十七年の第一期工事は失敗せりとはいえ、此の多喜浜地区に塩業確立の礎石を築けるは、まさしく深尾権太夫の烟眼に帰すべきであるが、其の遺業をつぎ、此の理想を実現した米屋（天野）喜四郎・天野屋七右衛門・樽屋与一郎・米屋安三郎・米屋忠右衛門・津ぼや善左衛門等の功績も亦没し難い。彼等が藩との予備交渉に於て、其の周密的な話し合い、危険負担の取極めは、甚だ入念にして要を得ており、此の種契約の紛争予防の龜鑑ともなるべく、當時既に、塩田開発の自営資本家であり、技術巧者たりし事を思わせるに充分である。此の書、成功の蔭の周密な計画として特記さるべく、此の六人の開拓者の一人であり、天野家とも関係深き樽屋与一郎の後裔、岡本顕道氏所蔵文書に従えば、其の出願覚書は次の如き十七項目に要約し得るであろう。元禄・享保頃の新聞開発関係の慣習が一目瞭然とする。享保八卯年七月、前記六名が宇高村大庄屋代文五郎に直接交渉せるところは、此の頃の文書として興味も深く、それが直ちに上司へ取次がれて、まもなく許可されている点からも、西条藩の熱意が察せられる。

畧

一、黒嶋前干潟新開所の件、別紙書付で御願申上げましたように私共へ仰付けられましたら左の通りお願いしたい。

一、新開に必要な敷した杭木及び塩浜居小屋・釜屋・大坪納屋等建築に必要とする竹材・木材は自分等で整え得ないから貴藩内で造され度、代銀は概算でお渡す。

一、土手に入用の石材は近所の嶋で、壁土に入用な赤土は近在の山で取らせて欲しい。

一、塩浜で入用な、ねば土は干潟の近在にないらしい。領内の何処からでもよいから、ねば土、入替土共とり得られるようにし瀬戸内海に於ける塩田の研究

て欲しい。

一、現在汐留の出来ている拾三軒浜の土手は甚だ幼稚であるから、先ず此の石垣を築直し、土手の腹付・上置等を丈夫にしたい。尤も、石垣の内側に添土手下に三間程にするから、面積は少々かけてくる。殊に、現在塩浜壹軒前の畝数より広くするから、軒数は拾軒程となるであろう。

此の浜は仰付あり次第普請に取掛るが、入用銀は差上げる用意はしてある。「土手と添土手の間は悪水だめであり、浜数は十一軒出来たが、天保年間畠にしたと伝えられる。」

一、三十五軒浜という所は、二方に石垣があるが、こちらは壹軒に壹カ所宛の樋をつけるから、こちらの石垣も悉く築替えをする。此堤の西の方の入川をつけ、岡山際東之方迄入川土手にするから畝数は余程減り、軒数が貳拾軒になると思われる。「實際は敷地二十三軒分出来、塩浜二十軒開発されたが、水気のため、現在は十七軒である」此の三十五軒浜は承年享保九年から十年迄工事をする。併し、樋廻は備前以外では調達出来ないし、諸国塩浜からも先物注文をしている状況である。急に出来ないから、此度私共よりあつらえ、出来次第工事をすゝめる。其他の干潟はおいゝ成就する。

一、右二箇所の石垣・土手等の材料はなか／＼の物入りであるが、取掛れば築直し或は築足しをする。此等の石及び土の礼物は少々は覚悟しているから、過分に出来なくても、年賦で差上げましょう。

一、阿嶋村谷より落している川筋の水は、東の方へ流れを廻したい。「絵図参照」

一、塩浜入用の資材、繩・俵・葦・諸道具等は田舎で注文されると浜方・在方とも双方に好都合であり、此の外、双方に都合よき事は追々お願い申上げる。

一、願いの通り私達に下命され、工事が出来れば塩浜・田畠共に新開の分は、将来とも、古地へは組入れず、大庄屋直き勤めとされたい。

一、年貢は先年丈助や権大夫に仰付られた如く、八カ年間は御赦免、九年目に検地なされ、年貢は一反につき銀拾五匁の定免、

此外諸役・運上は御赦免、但し船持は船運上を差上げ、田島は毛付相応よそ並にいたし、鍬下年季も適当になされ度、兎に角、一応貴藩の百姓にして欲しい。

一、新開所の田島に掛ける水がないから、手近の山の谷か古地田島に溜池を作りたい。それは追て所を見たてお願するが、交換条件として、新開地内で田島をとっていただきたい。池年貢は其節地主と相談する。

一、新開に就いて、飯米・諸道具類等商売の船が出入する訳であるが、其等の検閲は、塩浜竣成後にして欲しい。

一、人夫は各所から集るが、手不足の時、願出るから地方より出てくれるよう願度く、賃銀は其節相応に払うべく、尤も新開出来て以後も日雇人夫・牛馬共平素可なり入るから、領分にて賃銀で雇った節、塩浜元メにれい属して欲しい。

一、権太夫・丈助以来、船仕事は黒嶋船に世話になっているらしいが、私達も開発許可の暁、前々の通り船遣・上荷船・水主など入用の節は黒嶋より僱うようする。

一、右場所開発許可となれば、各所より人夫大勢いりこむから、御役人様が監督にきて欲しい。

一、願書の通り干潟が残らず私共へ開拓仰付けられた節、私達六人以外の者へは誰も参加せしめないよう、永く六人の支配にされたい。

翌享保九年になると、藩主は天野喜四郎に庄屋元締役と塩薪問屋兼帯を許し、浜師からは、一浜につき銀百目宛の徴集権と浜方取締につき、軽犯罪者に対する懲罰権すら賦与⁽¹⁰⁾している。西条藩としては、破格の優遇であろう。

蜀

一 塩浜召抱之浜子法式相背其通難指置者有之節

一 擲置候事

一 手錠ヲ打置候事

瀬戸内海に於ける塩田の研究

右三個条差免申候間不及訴浜法行ヒ可申候勿論重罪ノ者ハ其ノ時ニ至リ早速訴出可申者也

というのがそれであるが、元來提防築造とか、塩田開拓勞働は甚だ無味乾燥な重勞働である。手荒きことこれ以上のもはなく、汐留工事の折など、はげしい喧嘩沙汰も起るといふ。押し寄せる潮波の退いて干潟となれるほんの数時間内に大量の石・土を運搬して所謂「しおどめ」をしなければ、夫迄の一切の汗水流した重勞働・提防工作は一瞬にして水泡に帰するのである。ここに牛や人柱の埋められたのも、大自然の反撃に打勝とうとする人間必死の努力と祈願、潮神にそむくまいとする生贄の手段と見られる。塩田築造の巧者は、此の重勞働の気分を和らげる為に、巧に女性人夫を間際に混じ入れたといふ。此の初期多喜浜開拓の場合、対岸広島藩からの臨時人夫も多数移動し来たようである。さきに掲げた天野喜四郎等の周到な計画と実施の故に、黒嶋塩浜堤の繕い普請は一応成功し、それ等の勞務管理は黒嶋前塩浜元ノ所の傘下に入った。拾壹浜開発の翌享保九年夏高潮に洗われて堤切れ、多くの損害を蒙ったが、再起、十年頃の反別面積十九町八反一畝六歩の新開地と算せられる。明和三年戊二月「西多喜浜開發以来年々覺書留帳」に従えば「古浜之義者開發以来四拾年之間壹浜も荒浜無御座檢地已來一度も滯上納無御座」としており、案外成績も良好だつたと思える。享保十八丑年二月七日には「三十五軒浜」の汐留が行われ、同廿一年辰十二月頃迄に多喜浜塩田は拡大整備され來つた。此頃の塩田開發には、難民救済の意図もあつたらしく、西条誌に『古浜の東へ、官より塩浜を起す』など、あるところより見れば、藩も亦塩田開發の一役を買えるものと思われる。かくて、ようやく塩業の有望に氣づいた西条藩主は、領内自給政策から領外移出の政策に転じ、塩の増産を図らうとし、宝曆九年(一七五九)になると、藩主自ら費用の一半を齎出して前記喜四郎等と共に塩田八浜を開いた。此時の塩田開發は、他藩の場合にも多くの事例があるように、新田畑の開發を伴っている。其の名称も、新田は多喜浜久

貢新田・塩浜は新多喜浜と呼べるべきであろうが、通称、多喜浜久貢新田で通っている。大・小久貢山の小丘ありし為であろう、西条誌も簡単に久貢新田文化元平多喜浜西分と改称されたと云っている。当時西条藩は国産あまり豊でなく、他藩に移出する物資に乏しく、正貨擁護の立場からも製塩移出の方法を奨励した。此の地では、既に文化五年になると石炭もたくよになり、文政六年から慶応元年にかけて、藩主は多くの私財を投じ、或は之を基金として幾多の浜を開拓している。所謂北浜・三喜浜と呼ばれるところこれである。西条誌が北浜を『役所持にて、地主なし』と称するのも、藩管を物語るものであつて、他浜はその面積凡そ菅町より菅町二・三段を一区とするに拘らず、此浜は二町を一区としている。而して、藩主の開拓になる塩田は小作に附し、産額の一割一分を作料とし、別にまた運上銀をも徴することになっているが、塩の移出に當つて、浜の間屋と買受人との間に塩の受渡を行う場合、沖売と小売の区別なく、藩役所は之に立会することとし、俵数を改めて五斗五升俵一俵に対し、銀一分(六十四)の運上銀を徴している。沖売とは、当時多喜浜の商慣習は、大俵五斗五升入三百俵以上を廻船して積出する場合をいい、小売とは大俵三百俵以下を小船にて地方へ積出する場合を指摘したものである。買船入津せる時は、問屋何某より多喜浜御役所宛として、『大俵何千何百俵積何国何之誰船右之通入津仕候』として届書を出し、更に取引の出来た時は大俵『何千何百俵何国何某船直段何々何分替、右之通出来候』と多喜浜総代問屋何某より多喜浜役所宛覚書を提出せしめている。⁽¹²⁾藩の著しき干渉が注目されるのである。にも拘らず多喜浜に於ける塩の産額は、其後文政十一年から天保八年にかけて生産力とみに減じ、此の拾年間をならし、一ケ年分七万六千九百七拾七俵余であつて、之に三十三軒にて割付けると菅軒分式千三百三拾式俵となり、昔は菅軒にて三千余俵出来たという識者をして『浜敷あしく成、塩附不宜、出来数減じ』と慨歎せしめている。経営経済史上一考すべき現象である。

五 塩田開発資金の諸問題 (結語)

上代の自然浜・中世の揚浜を通じて、殆ど全国的に散在していた塩浜は、近世初頭になると一応其等が瀬戸内海に集約されて、入浜形式の塩田が各所に開拓・拡大されていく。其の主たる理由は、瀬戸内海のもつ自然地理的並びにそれに伴う経済的條件の優位に帰しうるのであるが、此処では、それは余り問題とせず、寧ろ塩田開拓資本の所在類型、銀主に就いて若干述べて見たい。先ず、

(一) 領主自らその投資と危険負担に於て開拓する場合。
 (二) 上方・他藩其他遠隔地の銀主が出資者となり、又其の開拓技術によつて開墾する場合、此の時他藩資本の流入・町人資本の流入が考えられる。

(三) 在地の町人又は地主が銀主となり、共同或は個人経営で開発する場合、所謂地元資金による民営開発ともいふべきもの。

(四) 其の資金獲得の源泉が、藩の名目・後援をバックとする所謂講社などの大衆庶民資金に依存している場合。等が考えられ、此等の数要素が単独なることもあり、混同している場合もある。今茲にかかる問題を提起して、之を解明せんとし、先ず当面する困難さは、さなきだに史料渺きその制約による研究の不便であるが、一応多喜浜の場合に就いて考えて見よう。

深尾権太夫の開拓資金の問題は、関係史料によつてたゞ推量するはかはないが、渺くとも当初は西条藩自らの危険と計算による藩営資本ではなかつたようである。藩ははやくも元禄十一年垣生に手を染めてはいるが、藩費堀割工事此の時限りとし。僅か三方石の小藩財政では、かかる危険を好んで負担したとも考えられない。たゞ彼を継げる天野

喜四郎等は多く対岸吉和浜・富浜等の塩田築造の巧者であり、塩浜の有力者でもある。喜四郎は備後国御調郡吉和村の人、他は元々庄屋・仲間役等の顔役である。此等築造小資本家が寧ろ西条藩より懇請されに形となり、此の間の史実は天野家に伝わる「西多喜浜開発以來年々覚書留帳」に明らかである。併し形式的には藩庁の許可を得て干潟を拝領し、塩田十一区、段別十六町六段歩を開拓するのに、其間一年余、入用銀高計百七十七貫八百三匁四分を費し、それは彼等の自己資本乃至勧誘資金によつたものと思われる。米屋喜四郎はこの享保八年一月初工の拾一浜開拓の成功により、庄屋元締役及び薪監の間屋に任ぜられているが、同時に一浜に付き年々銀百匁の運上金を命ぜられている。此の拾一浜開拓資金は、多く塩浜提防の繕い普請に費されていると思われ、「右拾壹浜普請成就候入用書辰四月佐波忠左衛門様御改ニ付左ニ通相認差上申候⁽¹³⁾」によれば、

一 銀五貫六百貳拾七匁四分

是者拾壹浜分堤土手從御上御膳被遊之内御入用銀高御代所の上納

一 同八拾五貫六百五拾五匁

是者卯九月より辰四月十八日迄浜普請建具地場□候浜入用銀高委細其節書附御座候

一 同八拾六貫五百貳拾壹匁

是者拾壹浜ニ□飯米其外諸事浜仕入銀辰四月十八日迄入用銀高如此此委細者其節書付□□申候

合百七拾七貫八百三匁四分

拾壹浜分普請御開ニ辰年仕入高如此

但浜分□□儀者拾壹浜ヲ六人之連中ニ分候時故壹人壹浜不足仕候処喜四郎儀ハ元々役塩間屋仕候約速ニ付右拾壹浜之内ニ而五番浜壹軒ハ元々浜と落着仕無闇ニテ相□□残り拾浜を五人分壹人前式浜持として浜ニ善悪御座候付闇入ニ而落着仕候

瀬戸内海に於ける塩田の研究

とあり、享保九年三月十日始めて武浜の塩焼が為され、吉和浜の氏神湊大明神の勧請が行われたが、八月十四日高潮襲来たちまち拾壹浜東土手懸水樋近くより堤切込、切口間数二十六間深さ中程にて壹丈余といわれ、拾壹浜分の薪・飯米まで押し流されたという。此の所謂深尾樵太夫の着眼せる古浜も、喜四郎・与一郎・善左衛門・忠右衛門・市兵衛・孫右衛門の六人の浜師に継承され、また三人は脱退し、元々役・問屋の喜四郎・惣代格与一郎・百姓となつた善左衛門等が残つたのである。塩問屋兼帯として仰付つた喜四郎は米予前より可成裕福であつたと見え西条誌も『中にも喜四郎魁首にて身代もゆたかと思へ享保の御入郡の時も大庄屋並に御目通仰付られ』とある。

享保八年卯七月備後尾道塩浜の津保屋善左衛門・米屋忠右衛門・米屋安三郎・樽屋与一郎・天野屋七右衛門・米屋喜四郎等が宇高村大庄屋代文五郎に提出せる覚書によれば、其請負契約は彼等六名の特権として、他資本の介入を除去し、『右願之通新開惣干潟不残私共へ被為仰付被下候ハ、此願主六人之外何方も望候共御指加へ被下間敷候』と述べて居り、更に享保十年己九月二十六日津保屋・天野屋・米屋・樽屋等が黒嶋前塩浜元々所との間に取かわせる細目協定によれば、大修理は総浜の共同出費により、小修理は銘々にて行ふべしと徴に入り細をうがっている。

『惣土手並同石垣上置腹付繕普請之事銘々浜抱之土手者両隣境玉土手限ニ石垣玉土手共繕無油断調可申候但惣土手石垣共上置腹付腰築石垣築直し等大普請之儀者惣浜拾壹軒ノ銀子出合調可申候尤其節相談次第也常ニ小繕等ハ銘々も無沙汰無之様ニ可仕若ソ抹いたし其浜之抱之土手も何事出来之時ハ其浜主可為落度之事』

というのが見え、最初から西条藩に危険負担をさせない一線が明瞭に看取される。人夫かり集め其他此等に要する飯米諸道具類の蒐集に就ても、川口出入検視の寛容なるべきを藩に要請し、

『土手普請仕候時分人夫方々より相集り人夫不自由之節ハ願出可申候間在中より罷出候様被為仰付可被下候賃銀其節相応払可申候尤新開相調候以後塩浜並田畠入用之日用人夫牛馬共ニ常々大分入用ニ御座候所領分より賃銀

ニて雇申節塩浜元へより支配を請相勤候様ニ被為仰付可被下候』

と言つて、人件費に対する相当出費の覚悟と其の管理権が塩浜元へに在るべきよう明確に所見を述べている。此の場合、徳川時代なるが故に、人夫曰傭賃が極めて安価にあがり、殆ど無償にちかきものと考へるのは甚だしき謬見であつて、享保十二丁未年頃と思われる次の文書によつて、人夫延人員壹万三千四百九拾壹人の賃銀貳拾貫貳百三十三匁五分(一人一日壹匁五分と見る)というのが見え、此等の出費が此の企業家達の計算と危険にかゝるものであり、尠くとも西条藩自体の出費でないこと又は明らかである。聊か長文であるが、興味ふかき文書であるからこゝに掲げる。年号の缺如が甚だ遺憾であるが、内容と「未」年より年代を推定すれば、恐らく享保十二年ではあるまいか。

塩浜新開所普請方積り

〔印内は筆者註記〕

一 堤長九拾五間 大く横手堤

内

根置五間ならし
拾五間 馬ふみ 壹間 但壹間口ニ四坪五合

高 九 尺

此坪六拾七坪五合

内

三拾三坪七合五勺 有土半分ニシ而

残而三拾三坪七合五勺

此夫百壹人 但壹坪三人かゝり

瀬戸内海に於ける塩田の研究

第二十六卷 第三号

根置沓間平シ
八拾間 馬ふみ 沓間 但沓間口ニ拾三坪七合五勺

高サ 一間半

此坪千百坪

内

五百五拾坪

有土半分ニシ而

残五五拾坪

此夫貳千貳百人

但沓坪四人可ナリ

一 堤長三百七拾貳間

白浜立手堤

内

貳百貳五間

根置 九間 但拾間より八間迄ならし

馬ふみ沓間

但沓間口拾貳坪五合

高サ貳間半

此坪貳千六百八拾七坪五合

内

千七百五坪

有土半分ニして

残而千六百拾貳坪五合

但沓坪三人可ナリ

此夫五千六百四拾三人

根置 拾間

拾五間切レ口

馬ふみ沓間

但沓間口ニ拾三坪七合五勺

高サ貳間半

此坪式百六坪式合五勺

此夫千三拾壹人 但壹坪五人かゝり

土俵式千俵代六百目 但壹俵三分ツゝ

式間杭百本代百貳拾目 但壹本壹匁貳分

五尺杭式百本代七拾目 但壹本三分五厘

但切レ口 入用物

根置 七間

百四拾貳間 馬ふみ壹間 壹間口二八坪

高サ 貳間

此坪千三百三拾六坪

内

五百八拾八坪 有土半分にして

残而五百六拾八坪

此夫千七百四人 但壹坪三人かゝり

一 堤長式百九拾三間 楠崎立手堤

根置 七間

馬ふみ壹間 但壹間口八坪

高サ 貳間

此坪式千三百四拾四間

内

瀬戸内海に於ける塩田の研究

※
〔計七百九拾目〕

第二十六卷 第三号

千四百六坪六合 有土六分ニして

残而九百三拾七坪六合 但壹坪三人可入り

此夫貳千八百拾貳人

土坪合三千九百八坪壹合

但有坪引残分之土地也

人夫合壹万參千四百九拾壹人

此賃金貳拾貳百參拾六匁五分

但壹人壹匁五分ツ、

一 堤長四百六拾七間 大く横手より白浜土手也

石垣 根置 四尺
高サ 貳間三合平シ

但壹間口壹坪壹合五匁

馬ふみ 二尺

此石坪五百三拾七坪五匁

内

三百貳拾貳坪三匁

残而貳百拾四坪八合二匁 足シ石也

一 堤長貳百九拾三間 楠崎土手堤

石垣 根置 三尺 但三尺より五尺迄ならし
馬ふみ 貳尺

高サ 四尺 但壹間口貳合七尺八才

是ハ有石垣之上置致候

此坪八拾壹坪壹合六勺

右坪合貳百九十五坪九合八勺

此代銀五貫九百拾九匁六分

但壹坪貳拾目可へ

一 石垣平坪千貳百六拾九坪貳合

此築賃二貫五百參拾八匁四分

但平坪壹坪貳匁可へり

一 志 た〔した草、羊齒シメの事〕

貳千五百三拾八束

但、石平坪壹坪ニ付貳束ツ、壹束五尺廻り五分ツ、

此銀一貫二百六拾九匁

一 銀九拾目 人夫六拾人之賃一壹人ニ壹匁五分ツ、

是者堤すた札石くり上申賃也

一 向三拾目 是者仕形竹代銀也

一 同三拾目 是者仕形なわ代銀也

惣銀高合三拾貫九百三匁五分〔此の小計は、三十貫百十三匁五分であるが、土俵代・杭代計七百九拾目を合せると上記の如く

なる。〕

此外阿ゆミ板入申候へ共目録ニ出不申候

瀬戸内海に於ける塩田の研究

※(二九頁)

右者此度新開所汐留普請去ル未八月切レ石土すたば申候故右之通上置普請大積リ如此ニ御座候以上

十月十二日

近藤 伝 六

同 平 八

佐伯 甚 八

享保十八年の多喜浜東分の開発、所謂藩營的性格の強き「飢饉御救の為」の開拓ですら喜四郎は、塩田十七浜、段別二十六町五反歩、田畑及宅地反別九町三反歩の開拓に工費銀二百七拾五貫百匁を費したという。若干は藩費の応援を得たものであろう。三代目喜四郎が、新居・宇摩両郡の有志資金を糾合して宝曆九年六月着工し、同年十月堤防築造、十年七月竣成した久貢新田も田畑反別六拾四町四段七畝二拾四歩・塩田段別拾三町七段二拾七歩、計七拾八町壹段八畝二十一步の開拓資金に、銀貳百六拾八貫貳百參拾四匁三分八厘を要したといわれ、仔細に見るとき此等の藩内民間資金もたやすく糾合し得たとは思われない。宝曆四年、彼は其の資金獲得のため、上阪して百方手を尽したが、銀主は見当らず、たま／＼翌五年安芸広島及び備後尾道地方を歩いて、漸く豪商蔵本屋九右衛門と謀り得たるも、実地踏査の結果其後の築造方法について、藩の見る所と見解を異にせる為蔵本屋も辞し去り、やむなく藩に乞うて、地元資金を糾合することとなり、宝曆八年五月より九年二月に至る間、熱心に知友に懇懇して漸く拾二名の同志を獲得し、四名連帯にて藩に請願し、同九年六月起工し得たのである。開墾せる田畑の内六町六段六畝貳拾六歩は郷村に、十五町三段四畝五歩は松神子村に、六段八畝八歩を垣生村に合併し、全余を総括して、多喜浜久貢新田と称えた。喜四郎は開墾事業成就して、元締役・里正及び問屋を命ぜられ、かつ新田割、畝一段に付一升五合を永世、いちどに一石は時の与一郎に、四斗はまた善石衛門に塩百姓から供せられるようになった。いっしか村の俚謡に、此の米は喜四郎米と呼ばれるに至ったという。意外な成功である。

喜四郎の曾孫、四代目代助も父祖の志をついで開拓に志したが、回収率の遅くして儲けの芳しからぬ土功事業への庶民投資は此の時甚だはかどらず、寧ろ藩よりの公共的投資として、文政六年二月起工され、此の多喜浜北分への投資には総額金五千三兩二分と藩札千二百貫目がついやされたという。御普請所の益金にて之を為したというから一応藩営資本と見ておこう。

以上多喜浜なる名称は、当時西条藩の普請奉行多良尾介之丞の「多」と天野喜四郎の「喜」を取って藩主より命名されたというが、多喜浜の名は既に「享保十八丑年検地帳」に「多喜浜」とでており、西条誌には此の年窮民餓死をまぬがれた故に「多喜浜」と名づくともいっている。五代目天野喜四郎も亦製塩には熱心であった。黒嶋港は現在水深約六一七尋であるが、此の島も既に文政年間には南にかけて陸続きの半島となっていた。其のヒンターランドに於ける藩外移出物資の貧困さは、自然に新田開墾・移出塩の増産に人の注意を向けしめたのであろう。併も混沌とせる幕末の政情と、此の西国小藩の財政は、正貨獲得のためにする藩直営の仕法におし進める丈の資金余裕をもたなかったのであろう。西条城代三宅勘兵衛は資金獲得の良策として、当時あまねく流行の講社組織による金融業への手出しをすすめたかに見える。金式万両の積善講社を組織して、ともかく慶応元年十一月起工、段別四十町四畝三步の新開地が出来、慶応三年十月には藩より「三喜浜」と命名されたという。城代三宅勘兵衛の「三」と喜四郎の「喜」をとって、斯く命名されたと謂うのである。

此の頃、三喜浜開発中の文書として確認されるものに、次の岡本家文書があり、

宇高村

為之助

先般阿嶋潟御開墾ニ付御用掛申付候処御普請中場所ハ詰切無油断骨折相効汐留茂御都合能致出来右本立積普講

瀬戸内海に於ける塩田の研究

取組ニ付茂彼は致尽力候段相達候此段申聞管可申候

但塩浜御仕立之上者福武村直右衛門と合組ニ而壹浜御宛付可被下由

六月廿四日

と見え、同家の家業出精を示すと同時に、積善講組織の活用が立証される。なお藩の関与せる一連の貸附事業と見做しうるものに、『浜方臨時銀貸附方』というのが、嘉永六年(一八)丑九月より文久二年(一八)戌正月まで拾年間分式拾壹冊が同家に残っている。開発当初浜方間に均分された筈の開拓財の配分も、徳川後半期早くも訪れた金融資本主義の加速度的進展に、意外な富の不均衡化がはじまり、小浜方の富裕浜方への隷属化が行われて来た。

年末小浜方が翌正月からの経営資金の不足するまゝに、藩役所或は大庄屋・富裕商人へと借財を申込むのが通例であるが、困窮せる浜方は、多くの場合、惣代↓肝煎↓大庄屋↓浜御役所へと手順をふんで、借入証を差出している。次例は、多喜浜惣代が御役所より御廻銀をうける場合であるが、勿論惣代そのものは、浜方なり、浜子からの依頼をうけて動くのであろう。何れにしても藩の庶民金融への介入が立証される。

指上證申一札之事

金合七拾両

右者無抛入用ニ付御願申上右金高拝借仕申候処実正ニ御座候然ル上者来申四月限元利少シ茂無滞御返納可仕候為後日一札差上置申候以上

多喜浜惣代

安政六末年(一八)十一月

朝右衛門
玄兵衛

多喜浜御役所

玄 藏 印
 左 衛 門 印
 長 平 印
 熊 右 衛 門 印

とある。かゝる銀子は勿論浜方から一部、浜子庶民階層へと浸透するであろうが、いわゆるかゝる『藩営臨時銀』の世話役そのものは、僅か四朱そこ／＼の得分であつたらしく、(多喜浜)熊右衛門などより、万延二年(一八六一)西二月など此の世話役を浜御役所へ返上するものすら現われる。更に彼等浜方相互間にも頼母子講を組織しており、その落札・入質の文書も同家に見える。幕末に於ける庶民金融の逼迫は、自然と講社組織の利用へと活路を求め、かゝる僻遠の塩村ですら其の金融智識の進歩只々驚くの外はない。西条藩の如き地方小藩自体も、かゝる金融業務に手を染め、貨幣の流通界に自らを介入させること無くして、其の存続を依持する事が不可能なまでに、藩財政は追いこまれていたのである。

註(1) 西条誌は天保年間伊予西条藩主松平頼学(ヨリサト)の命により、儒官日野暖太郎和照が助手竹内才介・岡栄三郎・黒川定右衛門・日野良之助のたすけを得、西条藩内新居・宇摩・周桑三郡七拾箇村に亘り、絵師国平右同を伴い、実地踏査を試みた郷土誌である。巻之卷には、郡・庄・組・村及び名(ミヨウ)に就て概説し、巻之貳より巻之参拾迄は領内各町村に就て、村名沿革・村境・境石・田畑高・家数・人数・鉄砲持・船数・加子役・小名・枝在所・用水・御普請所・御林・御敷・役所番所・運上・旧領主・古跡名勝・名物・産物・神社・小祠・仏寺・堂庵・修験・庄屋・旧家・人物・孝子・節婦・忠僕等を記し、七カ年の歳月を経て、一部貳拾巻を成し、天保十三年上梓せるもの、地方経済史研究には珍重な資料である。

瀬戸内海に於ける塩田の研究

- (2) 日本塩業全書、第二編、二十五
- (3) 日本経済叢書、卷三十三、一八六頁
- (4) 拙稿「紀伊南竜公の経済政策」(「内外研究」第七卷・第三号及び第四号所収)
- (5) 例えば、垣生前村議長三浦義一氏談(同氏は此の捨石の最西端近くに居住される)
- (6)(7) 天野・岡本両家所蔵 同文文書
- (8) 日本塩業全書、前掲部
- (9) 原典史料は、岡本顕道氏の好意により同家にて筆写し得たるも、いさゝか長文であり、此の種古文書は其の内容を全文把握しつゝ抄出した方が、却って興味深いと考えたから本文の如くした。
- (10) 日本塩業全書、前掲部
- (11) 天野・岡本両家所蔵文書『西多喜浜開発以来年々覚書留帳之内写』(明和三年戊二月)
- (12) 日本塩業全書、前掲部
- (13) 天野・岡本両家文書
- (14) 岡本家は代々樽屋と呼び、初代岡本与惣右衛門は浅野家(広島)の家臣として、藩主と共に元和五年七月紀州より来ると伝える。尾道の樽屋孫右衛門は年寄役として富浜を開拓した。伊予に来た初代与一郎道政は、仲間と共に多喜浜古浜を開発した(享保八年)。其後開発の度毎に協力者として相当の権利を与えられる。六代周一郎道清に至って、天野家と三喜浜開発、塩浜惣代役となり、名字帯刀を許され、大庄屋格にすゝんだ。藩より内命をうけて、盛塩館を整理して、塩商社を創設したという。更に卷一郎道義(房太郎)は藤田芳房と共に塩の国家管理をなさんとして活躍し、専売局創設の礎を作ったと伝えられる。達芳の「塩田国有論」はたしかに一識見であった。